

議案第4号

鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例及び鶴ヶ島市手話言語条例の一部を改正する条例について
鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例（令和5年条例第7号）及び鶴ヶ島市手話言語条例（令和5年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、事業者に合理的配慮の提供を義務付けたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例及び鶴ヶ島市手話言語条例の一部を改正する条例

第1条 鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例（令和5年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「よう努めるものとする」を「ものとする」に改める。

第2条 鶴ヶ島市手話言語条例（令和5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「よう努めるものとする」を「ものとする」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。